

こども誰でも通園制度

乳児等通園支援事業 (こども誰でも通園制度) について

こども誰でも通園制度



ともに育み、未来をつくる しあわせ共創都市 **安城**

Copyright © Anjo City. All Rights Reserved.

1 乳児等通園支援事業（子ども誰でも通園制度）とは

低年齢児が月10時間を上限に就労要件等に関わらず、時間単位で保育所等を利用できる制度

すべての子どもの育ちを
応援し、子どもの良質な
成育環境を整備する。

保護者の立場
からの必要性

～子どもまんなか～

令和6年度

制度の本格実施を見据えた試行的事業
※118自治体に内示（令和6年8月）

令和7年度

法律上制度化（地域子ども・子育て支援事業）

令和8年度

法律に基づく新たな給付制度
※全自治体で実施



ともに育み、未来をつくる しあわせ共創都市 安城

Copyright © Anjo City. All Rights Reserved.

1-2 安城市の令和8年度からの実施（案）

	内 容	備 考
実施園	公立認定こども園3園	東部、高棚、三ツ川
受入れ園児	0歳6か月～3歳未満	
利用時間	10時間/月（平日）	
実施方式	一般型（専用室独立）	一時保育と合同実施
利用方式	定期利用	月単位で定期利用
予約時間単位	1枠2.5時間 (週1回利用、月4回利用)	9:00～11:30、13:00～15:30
配置保育士数	2名（1名は一時保育と兼務）	
給食の提供	無	おやつは提供（保護者負担額に含む）
保護者負担額	300円/時間	事業所が直接徴収



ともに育み、未来をつくる しあわせ共創都市 安城

1－3 民間園での実施について

- ・民間園へは令和8年度の内容が国から示されてから意向調査を実施することにする。そのため、民間園については令和9年度からの実施を予定している。
- ・民間園へは、令和8年度からの公立園での利用状況等を情報提供し、実施の可否を検討いただく。



1-4 一時保育との相違点

	一時保育（リフレッシュ）	併用可	乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）
目的	保護者のために <u>園に預ける</u>		こどものために <u>園に通わせる</u>
利用日	<ul style="list-style-type: none"> ・親が自由に決めることができる ・最大5日/月 ・利用のたびに予約 		<ul style="list-style-type: none"> ・月4回（週1回）曜日、時間を固定して <u>定期的に利用</u>
利用時間	<ul style="list-style-type: none"> ・親が自由に決めることができる。 (1日でも良いし、半日でも良い) ・最大7.5時間/日 		<ul style="list-style-type: none"> ・<u>利用時間は固定</u>（2.5時間/日） ・短い時間にすることで、こどもの負担を できる限り少なくする ・定期的に家族以外の人と関わる機会を
住所要件	有		無

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳
定期利用	就労要件等あり	保育所、認定こども園等(2・3号認定)					
	就労要件等なし	乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）			幼稚園等(1号認定)		
一時利用	一時保育						-



1－5 利用の流れ

- (1) 利用者（保護者）が市へ認定申請をする（こども誰でも通園制度総合支援システム（以下「システム」という）からオンラインで申請）
- (2) **市が認定をする**（システムに利用者の情報を登録）
- (3) 利用者が利用したい園に初回面談の予約をする（システムから予約）
- (4) 園で初回面談を実施する（受け入れの可否を決定するのは園）
- (5) 利用日を予約（利用者は園へ電話。園がシステムに利用日を入力）
- (6) 園を利用（システムで登園管理）
- (7) 利用者は園に利用料を支払う



1-6 認可と確認について

○認可

- ・こども誰でも通園制度を実施するための基準を満たしているか。
- ・自治体以外の事業者が実施する場合は認可を受ける必要がある。

○確認

- ・乳児等のための支援給付費を受けるための基準を満たしているか。
- ・自治体が実施する場合も含め、給付費を受けようとする事業者はすべて確認を受ける必要がある。

- ・市が認可をしようとするとき（児童福祉法）
 - ・利用定員を定めようとするとき（子ども・子育て支援法）
- は、審議会もしくは子どもの保護者その他当事者の意見を聴かなければならない。

⇒⇒子ども・子育て会議に諮ることで対応



ともに育み、未来をつくる しあわせ共創都市 **安城**

Copyright © Anjo City. All Rights Reserved.

議題1ーア

こども誰でも通園制度

令和8年度利用定員について

こども誰でも通園制度



ともに育み、未来をつくる しあわせ共創都市 **安城**

Copyright © Anjo City. All Rights Reserved.

議題1ーア

【令和8年度利用定員】

	1時間当たりの 利用定員	1枠 (2.5h) 当 たりの利用定員	1日当たり (2枠) の利用定員	1月当たりの 利用定員
東部こども園	3名	3名	6名	30名
高棚こども園	3名	3名	6名	30名
三ツ川こども園	3名	3名	6名	30名
合 計	9名	9名	18名	90名



議題1-イ

こども**誰**でも通園制度

子ども・子育て支援事業計画の 変更について

(こども計画第5章部分)

こども**誰**でも通園制度



ともに育み、未来をつくる しあわせ共創都市 **安城**

Copyright © Anjo City. All Rights Reserved.

子ども・子育て支援事業計画

- ① 「幼児期の教育・保育」
- ② 「地域の子ども・子育て支援事業」について

計画期間における
「量の見込み」を算出



「供給体制の確保」を計画する

幼稚園や保育園、延長保育や一時保育、放課後児童クラブなどについて、将来の利用人数の見込みを算出し、見込みに基づいた供給体制の確保策を掲げる計画。



ともに育み、未来をつくる しあわせ共創都市 **安城**

Copyright © Anjo City. All Rights Reserved.

議題1－イ

令和8年度から「乳児等のための支援給付」が創設されることに伴い、「**教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針**（以下「**基本指針**」という。）」が改正

【改正内容】

市町村の子ども・子育て支援事業計画の必須記載事項として、

- ①**乳児等通園支援の量の見込みと提供体制の確保の内容及びその実施時期**
- ②**乳児等のための支援給付に係る教育・保育等を一体的に提供する体制に関する事項**

を位置づけること

⇒ 赤字部分・・利用見込み 青字部分・・確保方策を修正



Copyright © Anjo City. All Rights Reserved.

議題1ーイ

変更① 利用見込みについて（案）

19 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)

【変更前】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
利用見込み（人）	-	58	56	53	51
利用可能数（人）	-	58	56	53	51

【変更後】

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳	利用見込み（人）	-	3	6	6	5
	利用可能数（人）	-	3	6	6	5
1歳	利用見込み（人）	-	8	12	11	11
	利用可能数（人）	-	8	12	11	11
2歳	利用見込み（人）	-	7	10	10	10
	利用可能数（人）	-	7	10	10	10
合計	利用見込み（人）	-	18	28	27	26
	利用可能数（人）	-	18	28	27	26

※人数は1日当たりです。

- 制度設計後の利用見込みを再算出
- 歳児ごとに利用見込みと利用可能数を記載



ともに育み、未来をつくる しあわせ共創都市 安城

Copyright © Anjo City. All Rights Reserved.

議題1一イ

変更② 確保方策について（案）

【変更前】

【確保方策】

事業開始後の実施状況等を踏まえ、利用者ニーズを満たす
ことができるよう受皿の確保に努めていきます。

【変更後】

【確保方策】

令和8年度から、一時保育の保育室を有効活用し合同で実
施することにより受入枠の確保に努めるとともに、民間園等
の新規誘致を図ることで提供体制を確保します。

また、乳児等通園支援事業は、満3歳未満までの利用であるため、満3歳児クラスの活用を促進するなど、乳児等通園
支援事業の利用から教育・保育施設の利用への円滑な移行を
支援しつつ、地域の教育・保育施設との連携を図ります。



ともに育み、未来をつくる しあわせ共創都市 **安城**

Copyright © Anjo City. All Rights Reserved.